

## 不動産 ID ルール検討会について

### 1. 趣旨

現在、我が国の不動産分野においては、官民の各主体によって、多様な形でデジタル化の取組が進められており、テクノロジーを最大限に活用しながら、業全体の生産性向上・消費者の利便性向上・不動産市場の透明性向上による不動産取引の活性化等が図られているところである。

一方、我が国の不動産については、現状、土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号(ID)が存在せず、住所・地番の表記ゆれにより、同一物件か否かが直ちにはわからない状態となっている。そのため、仲介・開発等の際に、多様な主体が保有する情報収集・名寄せする場面や、消費者に対して的確な情報発信を行おうとする場面で手間・時間がかかっており、不動産関連情報の連携・蓄積・活用において課題となっている。

そのため、産官学の不動産分野の関係者を挙げて、各不動産の共通コードとしての不動産 ID に係るルールを整備し、官民の各主体が保有する不動産関連情報の連携・蓄積・活用を促進することを通じて、不動産業界全体の生産性向上、市場の活性化及び透明化を図るとともに、今後、本格的なデジタル社会を迎えるにあたり、不動産 DX を強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担うことを目的として、「不動産 ID ルール検討会」を設置することとする。

### 2. 本検討会でルール整備する不動産 ID について

不動産 ID については、それを活用した情報連携により、不動産取引をはじめとする様々な経済活動において、関連産業の生産性・消費者利便性の向上等の付加価値創出が期待されるものであるが、不動産 ID を今後社会全体に普及させていく上での当面の取組においては、ID 利活用のニーズが最も高い、取引対象となる不動産に関する情報の蓄積・連携を念頭において、検討を進めることとする。

### 3. 検討事項（現時点での想定）

①不動産 ID に関するルール（不動産 ID として使う番号(文字列)等）

※国からのガイドライン発出等を想定

②不動産 ID が広く利用されるための方策

・ レインズ、業界団体運営のポータルサイト・業務支援システム、民間ポータルサイトにおける新規の物件情報登録のあり方、不動産 ID を付した情報の連携・蓄積・活用のあり方

・ 多様な主体間での情報連携のあり方

※国からのガイドライン発出等を想定

③不動産 ID の利活用に当たって個人情報保護との関係で留意すべき点の整理

※（ニーズを踏まえた上で）国からガイドライン発出等について検討

④その他（不動産 ID の確認に係る負担軽減の可能性について検討 など）

### 4. 検討会の構成

資料2 構成員名簿、資料3 検討会規約 参照

### 5. スケジュール（予定）

令和3年9月24日 第1回検討会

1～3ヶ月に1回程度を目途として開催（全3～4回を想定）。

令和3年度末 とりまとめ（不動産 ID に係るルールの決定）

令和4年度（順次） 不動産 ID に係るルールの運用開始